

## 有価証券関係情報

### ●有価証券関係

#### ●満期保有目的の債券

該当ありません。

#### ●子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	2017年9月30日			2018年9月30日		
	中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	-	-	-	-	-	-
関連会社株式	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	2017年9月30日	2018年9月30日
子会社株式	5,619	10,101
関連会社株式	103	103
合計	5,723	10,204

※これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

#### ●その他有価証券

(単位：百万円)

		2017年9月30日			2018年9月30日		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	855,172	170,092	685,080	898,471	174,919	723,551
	債券	1,407,043	1,382,078	24,964	1,168,155	1,149,908	18,246
	国債	572,912	559,189	13,722	525,553	515,501	10,052
	地方債	323,065	316,376	6,689	282,657	277,544	5,113
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	511,065	506,512	4,552	359,944	356,863	3,080
	その他	120,931	117,615	3,316	143,462	137,417	6,044
	外国債券	44,920	44,568	352	29,058	28,948	109
	その他	76,011	73,047	2,963	114,403	108,469	5,934
	小計	2,383,148	1,669,786	713,361	2,210,088	1,462,246	747,842
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	6,236	6,740	△503	5,209	5,786	△577
	債券	399,117	401,711	△2,594	651,040	654,433	△3,392
	国債	26,847	27,710	△863	33,513	34,308	△794
	地方債	202,828	204,000	△1,172	338,024	339,874	△1,849
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	169,441	170,000	△558	279,502	280,250	△748
	その他	195,591	200,468	△4,877	200,564	207,069	△6,504
	外国債券	140,626	142,873	△2,247	118,708	123,220	△4,511
	その他	54,965	57,595	△2,630	81,855	83,848	△1,992
	小計	600,945	608,921	△7,975	856,814	867,289	△10,474
合計	2,984,093	2,278,707	705,386	3,066,903	2,329,535	737,367	

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

(単位：百万円)

	2017年9月30日	2018年9月30日
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
株式	2,931	2,726
その他	2,619	3,648
合計	5,551	6,374

※これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。  
当中間期において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

## ●減損処理を行った有価証券

(2017年度中間期)

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、6百万円（すべて社債）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に以下のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落又は、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移している場合等

なお、破綻先とは、破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社であります。破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、及び要注意先以外の発行会社であります。

(2018年度中間期)

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に以下のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落又は、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移している場合等

なお、破綻先とは、破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社であります。破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、及び要注意先以外の発行会社であります。

## ●金銭の信託関係

### ●満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

### ●その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当ありません。

## ●その他有価証券評価差額金

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	2017年9月30日	2018年9月30日
評価差額	705,386	737,367
その他有価証券	705,386	737,367
その他の金銭の信託	-	-
(△) 繰延税金負債	△213,805	△223,744
その他有価証券評価差額金	491,580	513,623